

## 「俗音」考

中澤 信幸

(文化システム専攻 言語科学領域担当)

## はじめに

日本漢字音は「漢音」「呉音」および「唐音」に分けられるが、このような体系的な区別が定着したのは江戸時代以降のことである<sup>1)</sup>。しかしながら、江戸時代から明治時代の漢字音研究文献には、このような漢字音の区分とは別に「俗音」というカテゴリーもしばしば見受けられる。例えば明治時代の『日台大辞典』(明治四〇年刊、一九〇七)に付載される「日台字音便覧」では、冒頭に

漢字ノ下ニ附シタル假名ハ普通、右方ハ漢音、左方ハ呉音ヲ表ハセドモ屢俗音ヲ混ヘ出セル所アリ(『日台大辞典』「日台字音便覧」表紙裏。傍線は筆者による。以下同じ。)

という凡例が示される。

この「日台字音便覧」における「俗音」は、こんにちの「慣用音」にもつながるものである。それではこの「俗音」はどのようなようにして生まれ、「漢音」「呉音」などと対峙するようになっていったのであるうか。本稿では、日本の漢字音研究文献における「俗音」の発生と変遷について考察することにした。

## 一 「俗音」について

漢字音研究文献における「俗音」を見る前に、まず「俗音」という語の意味について確認することにした。

## 一 「俗」の意味

俗音とは当然「俗」の「音」ということである。ここでは「俗」という字について、『大漢和辞典』における記述を見てみよう。

- 一 ならひ。ならはし。風俗。(説文) 俗、習也、从人谷聲。：
  - 二 のぞみ。
  - 三 つぐ。
  - 四 世のつね。なみ。凡庸。
  - 五 いやしい。ひくい。雅の対。
  - 六 世の中。世の人。
  - 七 出家しない人。僧の對。
  - 八 古は升に作る。
- ：

【俗音】 なまつた音。訛音。

【俗韻】 野卑な調子。卑しい音。

『大漢和辞典』巻一・783頁、修訂版、一九八四、大修館書店

ここでは「ならい、ならはし」という意味から、「いやしい」や「世の中」へと派生していったことが見て取れる。用例にも挙げられていた『説文解字』には

俗 習也：从人谷聲（段玉裁『説文解字注』八篇上・23ウ7～24オ1）とあり、もともと「俗」は「習」（ならい）という意味だったことがわかる。それでは、日本側ではこの「俗」はどのように受け取られていたのだろうか。

## 一―二 日本側の文献に見る「俗」

まず『新撰字鏡』には次のようにある。

俗 「似足反凡」（天治本『新撰字鏡』巻一・27ウ8。「」は割注を示す。以下同じ。）

すなわち、「俗」イコール「凡」ということである。この「凡」は「平凡」「凡人」を想起させる。

『類聚名義抄』には次のようにある。

俗 一續 ヨヲトコ ウム ヤフル ナラヒ アルシ トコロ（観智院本『類聚名義抄』佛上・二一 14オ7）

最初の「ヨヲトコ」という訓は「世俗の人」という意味を想起させる。一方で「ナラヒ」という訓は『説文解字』以来の注を承けていると考えられる。

『色葉字類抄』では、次のような熟語として「俗」が挙げられる。

僧「弥天楽門」俗（黒川本『色葉字類抄』中・16オ6 人倫<sup>付</sup>）

つまり、「僧」に對峙する概念として「俗」があるのである。これも『類聚名義抄』と同様に、「世俗の人」を想起させる。

『節用集』でも「僧俗」という熟語として挙げられている。

僧俗「一侶一徒一衆」（易林本『節用集』上・50オ6 人倫）

日本側では「俗」は「凡」、あるいは「習い」という意味であったのが、やがて仏教語として（「僧」と對峙した）「世俗」「世間一般」という意味へと変遷していったことがわかる。

一方、上代文献には「俗語」として次のような用例もある。

国巢「俗語、都知久母。又云<sup>二</sup>夜都賀波岐<sup>一</sup>。」

国巢、俗の語、都知久母。又、夜都賀波岐と云ふ。

（『常陸風土記』茨城郡、新編日本古典文学全集『風土記』366―367頁、小学館）

耀歌者東俗語曰賀我比（『万葉集』巻九・一七五九番歌）

これらの「俗語」は「風俗語」「土俗語」の意味で用いられており、位置付けとしては「正常語」「普通語」に對峙した「土語」「地方語」であった。つまり、この「俗語」はいわゆる「方言」と解すべきものである。

## 一―三 「俗音」のカテゴリー化

「俗」には以上のような意味の変遷があったが、それでは「俗音」はどうであろうか。

『大漢和辞典』では、「俗音」「俗韻」には「なまった音」「卑しい音」という程度の説明しかなく、特定のカテゴリーとしては認められていないようである。しかし本稿の冒頭でも述べたように、江戸時代から明治時代における「俗音」という語には、特定のカテゴリーが存在するのである。それではこの「俗音」は、どのような経緯を経てカテゴリー化していったのであろうか。

## 二 『和名類聚抄』の「俗音」

二―一 『和名類聚抄』の「俗」音注について

平安時代中期、承平年間（九三一―九三八）に源順によって著された『和

名類聚抄』には、注文に「俗」あるいは「此間」等を冠して漢語の字音形を表したものがあつた。例えば次のようなものである。

鳳凰 爾雅云雄曰鳳「音俸俗」云豊 雌曰凰「音皇」羽蟲之長也（元和古活字版二十卷本、卷一八・2ウ4～5）

『和名類聚抄』では通常、漢語に典故と漢文注（義注・音注）、さらに万葉仮名による「和名」が示される。音注は韻書等から引用された反切が主であるが、中には右のような「俗」「此間」等を冠した音注も存在する。これらは韻書等には見られないものであり、源順によって独自に注された蓋然性が高い。

これら「俗」音注は、「韻書の反切音」と対峙した「呉音」を表したものと位置付けることもできる。ただし実際には、これら「俗」音注は「呉音系字音を体系的に把握したうえで」の音注ではなく、常用された漢語の字音形や和訓を表そうとした『和名類聚抄』中の「俗」「此間」という概念の部分的要素であり、必ずしも「俗」音注イコール「呉音」というわけではない。

この『和名類聚抄』の用例は、日本漢字音史における「俗音」の「走り」とも言えるものである。ただし、ここで「俗音」に対峙するのはあくまで「正音」（漢音、韻書の反切音）であることを踏まえておく必要がある。また『和名類聚抄』における「俗」は和語にも冠せられており、漢字音だけを対象とした「俗音」というカテゴリーが存在していたとは考えにくい。ここでの「俗」は（「此間」とともに）「世間」の意味で捉えるのが妥当であろう<sup>4</sup>。

## 二二 江戸時代における『和名類聚抄』の「俗音」受容

さて、『和名類聚抄』は江戸時代の初めに「元和古活字版」（元和三年巻、一六一七、二十巻本）が出版され、以後これをもとにした製版本が数次にわたり出版された。また江戸時代後期には狩谷棧斎によって『箋

注和名類聚抄』（文政一〇年成、一八二七）も著される。つまり江戸時代の学問研究では、この『和名類聚抄』は広く知れ渡っていたと言えるのである。そして『和名類聚抄』における「俗音」も、後で述べる太田全斎『漢呉音図』（文化一二年成、一八一五）に引用されているように、江戸時代には何らかの形で認識されていたはずである。

それでは、江戸時代の漢字音研究においては、この「俗」や「俗音」はどのように使われているのであろうか。また『和名類聚抄』の「俗音」はどのように捉えられているのであろうか。

## 三 江戸時代の「俗音」

### 三一 法華經字音学

まず江戸時代初期から前期の法華經字音学について見てみよう。江戸時代には日蓮宗による法華經音義書が多数出されたが、日蓮の『法華經随音句』（元和六年成、一六二〇、寛永二〇年刊、一六四三）はその草分けとも言える書である。それ以前の天台宗で作成された法華經音義（例えば心空『法華經音義』『法華經音訓』等）とは異なり、伝統的な法華經読誦音を中国の仏教書や韻書・韻図によって積極的に改変しているのが特徴である<sup>5</sup>。この書では、法華經の字音注釈において「風俗」という語を用いている部分がある。

○亦如壓油殃文、音義云、壓、説文、於甲反、…箋難云、押音<sup>文</sup>。尔<sup>レ</sup>ハ是<sup>レ</sup>、アフノ音也。然<sup>モ</sup>常<sup>ニ</sup>ハ、エフト讀來<sup>リ</sup>。心空等<sup>モ</sup>、亦エフト

讀<sup>マセ</sup>タリ。愚案<sup>スル</sup>ニ之、俱無<sup>シ</sup>不可<sup>一</sup>。…尔<sup>ハ</sup>、アフ、エフ、可<sup>レ</sup>從<sup>ニ</sup>意樂<sup>一</sup>。若從<sup>ニ</sup>上古ノ指南<sup>一</sup>、アフト可讀<sup>之</sup>。若任<sup>セ</sup>ハ風ノ俗讀來<sup>レ</sup>、

又エウトモ、可讀之歟。（『法華經随音句』巻下・25オ5～25ウ1）

ここでは日蓮は「壓」という字の音について、本来なら「アフ」と読むべきだが、「エフ」でもよい、また「風俗の読み来たる」に任せる

なら「エウ」とも読んでもよい、と述べる。この場合の「風俗」は「世間一般」と捉えるのが妥当であろう。この書は仏教書でもあるので、「僧」と対峙した「俗」と捉えることも可能である。

同じ日蓮宗の僧である日相の『法華経音義補闕』（元禄八年成、一六九五、元禄一一年刊、一六九八）では、字音注釈において「俗」「世俗」という語が用いられる。

樂（ゲウ）去濁／ガク 入濁／ラク 入）上聲之時ハ、ケウノコエニテ子ガフトヨムソ。入聲ニ清濁アリ。清音ハ洛ノ音ニテタノシムトヨム。濁音ハガクノコエ、音楽妓樂ナリ。俗ニ自ゲウ白ラクト云、大ナル悞ナリ（『法華経音義補闕』卷一・5ウ6〜7。カッコ内は音注を示す。）

令人 樂聞 樂ハ去聲子カフトヨム也。付レ之世俗ゲウトラクト書キ分ルトテ、自ゲウ、白ラクトイヘルハ、ヒガコト也。ゲウモラクモ本ト一字ナレト、韻ニヨリテ音替ル也。音カハレハ、ヨミ亦カハル也。上ノ一字兩音、中ニ如ニ委ク記ルカ。…（『法華経音義補闕』卷二・9オ5〜8）

いずれも「自樂白樂」を、「俗」「世俗」では「自ゲウ白ラク」と読むことの非を述べている。この「俗」「世俗」は、やはり「世間一般」と捉えるのが妥当であろう。もちろん「僧」と対峙した「俗」と捉えることも可能である。

いずれにしても、日遠、日相とも「俗音」を特定のカテゴリとして認定しているわけではなさそうである。

### 三一 文雄『磨光韻鏡』

江戸時代中期に文雄によって著された『磨光韻鏡』（延享元年刊、一七四四）は、『韻鏡』をもとにすべての漢字に「呉音」「漢音」「華音（唐音）」を与えたものであり、いわゆる「字音仮名遣い」研究の草分けとも言え

るものである。この『磨光韻鏡』にも「俗音」に関する言及がいくつか見られる。例えば次のようなものである。

邪雄竊ニ按スルニ、曉匣ノ二母清濁二音素不レ同シカラ。混レ之ヲ以テ爲ル一ト者ハ、中原雅音ナリ也。洪爲ニ音烘ト、何ヲ爲ニ音詞ト、行爲ニ音亨ト之類是也。具ニ戴ニ韻學集成ニ。素不ニ正音ナラ。予以テ爲ニ俗音ト。學者以ニ雅音ノ之稱同キヲ相混スル者ハ非ナリ矣。雖然ト俗間以ニ匣母ノ所レ屬スル字一犯ニ曉母ノ音ヲ者頗多シ。所ナリ以テ立レ曉匣雙飛一也。（『磨光韻鏡』下・11ウ6〜10。句読点は筆者による。）

また文雄には、『韻鏡指要録』『翻切伐柯篇』（宝暦一三年頃成、一七六三、安永二年刊、一七七三）という『韻鏡』や韻学に関する著作がある。その『韻鏡指要録』にも「俗音」に関する言及が見られる。

前版ノ磨光韻鏡ニ每字華音及ヒ漢音呉音ヲ附セリ其中華音トハ世ニ所謂唐音ナリ是亦一ナラス我邦長崎ニ傳フル所官話アリ俗話アリ俗話ノ中ニ杭州漳州等ノ不同アリ前ニ戴スル者ハ杭州音ナリ此音大氏韻書ノ規矩ニ叶フ故ニ取テ正音トスルナリ然リトイヘト其音モ亦謬リ傳ル者間コレアリ逐一韻書ニ是正ノ國字施ス所謂官話ハ亦中原ノ雅音ト云明朝人此音ヲ崇ミ杭州音ヲ卑トシ呉音ト稱スルアリ：豈呉音ヲ以テ譏ルヘケンヤ其中原雅音ハ清濁偏ニノ中ヲ得ス三十六母ト乖角ス明人は崇ム者ハ時世ノ風俗ナルヘシトイヘト音ノ是非ヲ知ラサルニ似タリ杭州ヲ俗音トシ中原音ヲ雅音ト稱シ亦中州音ト云官話トモ云字母ヲ更メ清濁ヲ濫スル者予ニ於テ之ヲ見レハ明人ノ倒見ナリト覺フ故ニ予杭州音ヲ崇ミ中州音ヲ俗音トス唐宋以上ノ韻書ハ杭州音ニ叶フテ中州音ニ叶ハサルヲ以テナリ（『韻鏡指要録』28ウ9〜29ウ10 華音）

然レハ我邦傳フル漢音其出處ヲ詳ニセス深ク按スルニ唐代ニ行ハル、音種不同ニシテ我邦今ノ世呉音漢音官話俗話漳州福州種種ノ音アルカ如クナルヘシ其中ニシテ我カ呉音ニ近キ彼地流行ノ一音ヲ

傳へテ此地ニテ漢音ト名ケ正音ト稱セル者ナルヘシ決シテ唐代通行ノ正音ニハアラス是モ亦俗音ニシテ呉音ノ類ナリト知ルヘシ或説ニ此漢音ヲ即チ中原漢音ニシテ今ノ宦話ナリト云ルハ妄ナリ（『韻鏡指要録』31オ1〜7 漢音）

これらの書で文雄は「俗話」を中国における「宦話（宦話）」との対比で位置付け、「俗音」を中国における「雅音」「正音」と対峙するものとして用いている。つまり文雄は「俗音」を中国における（宦話とは異なる）言語音と捉えており、日本の「呉音」「漢音」とは別次元で考えているのである。文雄は「俗音」を中国のものとしてカテゴリー化しているのであり、その意味では前述の『和名類聚抄』や法華経字音学とは「俗音」の捉え方が異なっていると言える<sup>6</sup>。

### 三一三 本居宣長『漢字三音考』

文雄に引き続き、「字音仮名遣い」を確立させたのが本居宣長である。宣長には『字音仮字用格』（安永五年刊、一七七六）『漢字三音考』（天明五年刊、一七八五）『地名字音転用例』（寛政一二年刊、一八〇〇）といった漢字音研究の書がある。その中で、『漢字三音考』には「俗音」に関する次のような記述が見られる。

唐音トハ唐國ノ音ト云事。今トハ其音古ト今ト同ジカラザル故ニ。コレヲ分テテ云也。「漢音ハノ漢代ノ音。唐音ハ唐代ノ音ト意得ルハ非也。此方ノ中古ノ書ニ。唐音宋音ト並ベテ云ルナドハ。唐代ノ音ヲ云ルナレド。ソハ別ノコト也。又或人。古ヘニ漢音ト云ルハ雅音。唐音ト云ルハ俗音也ト云ルモ非也。是レハ古ヘヨリ彼國中原ニモ。雅音ト俗音トノアリシモノト心得タルカラ誤レルナリ。俗音訛音ナド云ハ邊土ノ方音ノコト也。ソレニ對ヘテ中原ノ音ヲ雅音トハ云リ。中原ニモ俗音モアリシニハ非ズ。タトヒコレアリトモ。漢ト唐トヲ以テ雅俗ヲ分クベキ由ナシ。畢竟漢音ト云モ唐音ト云モ

一ツ也。漢音唐語ナドト並ベ云ルモ。タゞ詞ノアヤニ字ヲカヘタルノミニテ。漢ト唐トニ異ナル義アルニハ非ズ。然レドモ今時ハ。唐國ノ音ヲ漢音ト云テハ。呉音ニ對ヘ云フ漢音ニマギルレバ。タゞ唐音ト云ゾ宜シキ。」（『漢字三音考』今ノ唐音ノ事、『本居宣長全集』第五卷・409〜410頁、筑摩書房）

宣長は「俗音」を「邊土ノ方音」とし、「雅音」（中原ノ音）と対峙させている。「俗音」を「方音（方言の音）」と捉えている点は、一二で挙げた日本の上代文献とも通じるところがある。とはいえ、ここでいう「邊土ノ方音」はあくまで中国における方言<sup>7</sup>音であり、中国における「雅音」（中原ノ音）と対峙するものとしてカテゴリー化されているのである。その意味では、宣長は基本的に文雄の「俗音」を踏襲していると言える。

### 三一四 太田全斎『漢吳音図』

文雄に引き続き『韻鏡』をもとに「呉音」「漢音」を定めたものに、太田全斎の『漢吳音図』（文化一二年成、一八一五）がある。『漢吳音図』は「磨光韻鏡」よりさらに細かく、「原音」「次音」という概念を導入しているのが特徴である。この『漢吳音図』の巻下「漢吳音図説」には、「俗音」に関する次のような記述がある。

俗音トハトノ漢音ホクハ倭清音ナルニ「割注略」倭濁音ノ木ノ音ニ呼「割注略」倭名鈔鳳凰音俸俗音豊コレハ俸ハ第二轉用韻ニテ鳳ト同位ノ字俱ニ濁音ナルヲ清音ノ豊ニ呼故ニ俗音トイフコレヲ今常呼トナリテ改メカタキモノナリ動ノ漢音ハトウ「倭清音」呉音ハツウ「倭濁音」ナレハ不動明王ハフツウト呼フベキヲフドウト呼ハ漢ニモ呉ニモハヅレタル呼ナリ濁ノ漢音タク「倭清音」ナルヲタク「倭濁音」ト呼是等皆同シ（『漢吳音図』巻下「漢吳音図説」・8ウ7〜9オ4）

ここでは「倭名鈔」（『和名類聚抄』）からの引用として、（二一一で例

として挙げた）「鳳」を清音で呼ぶ場合を挙げる。そして「これらは今は常に呼ぶ音となったので、改めることができない」と述べている。他にも「卜」の「漢音」を濁音で呼ぶ場合、「動」をドウと呼ぶ場合、「濁」の「漢音」を濁音で呼ぶ場合を、「俗音」の例として挙げている。

この記述を見ると、太田全斎の中には規範としての「字音仮名遣い」があり、その「呉音」「漢音」には合わないものの、日常的に使われていてもはや改められない字音を「俗音」として見取れる。

二一で述べたように、『和名類聚抄』においては、「俗音」は「正音」（漢音、韻書の反切音）と対峙するものであった。ところが、約90年後の江戸時代においては、『和名類聚抄』の「俗音」は「字音仮名遣い」の「呉音」「漢音」と対峙するものとして受け取られたのである。これは本稿の冒頭でも述べたように、江戸時代に至って「呉音」「漢音」（および「唐音」）の体系的な区別が定着したことが背景にある。太田全斎によって、「俗音」は「字音仮名遣い」と対峙するものとしてカテゴリー化されたのである。

#### 四 明治時代の「俗音」

さて、明治時代以降は、この「俗音」はどのように受け取られるようになったのであろうか。こんにちの「慣用音」との関係も気になるところである。

##### 四一 『言海』

まず近代辞書の草分けである、大槻文彦の『言海』（明治二二年刊、一八八九）における記述について見ておこう。

- ぞく(名)俗ソク (一)民ノナラハシ。下民ノ風儀。「風ヲ移シ、一ヲ變フ」  
 (二)僧ノ境涯ヨリ、世間ノ人ヲ呼ブ稱。「僧一」(三)文雅ナラズ

鄙ビツビタル。一「雅一」(『言海』568頁中)

ぞくげん(名)俗ソク言 サトビコトバ。俗語。(『言海』568頁下)

ぞくご(名)俗ソク語 サトビコトバ。俗間ノナマリコトバ。(『言海』568頁下)

ぞくじ(名)俗ソク字 俗間ニ用キル正シカラヌ體ノ漢字。(『言海』569頁上)

明治時代に至って、「俗」に「いやしい」「正しくない」という意味が定着していることを窺わせる。ただし、『言海』においては「俗音」「俗韻」等は立項されていない。なお、「凡例」では漢語の読みについて次のように述べられる。

(廿五) 漢語ヲ、漢音ニ讀ムアリ、吳音ニ讀ムアリ、此篇、一二習慣ニ從ヒテ擧ゲタリ、布衣、布衣、飲食、飲食、利益、利益、變化、變化、和解、和解、法體、法體等ノ如シ。

(『言海』「凡例」5頁)

ここでは漢語の読み「漢音」と「呉音」があることが述べられるが、「俗音」あるいは「慣用音」については何も述べられていない。「一二習慣ニ從ヒテ擧ゲタリ」という言葉からもわかるように、『言海』は日常語彙の意味を示すのが目的なのであって、「字音仮名遣い」の規範を示すための書ではない。その点が太田全斎等とは異なるところである。すなわち世間一般では、「俗音」あるいは「慣用音」はいまだにカテゴリー化されてはいないのである。

##### 四二 『日台大辞典』

次に、本稿の冒頭でも挙げた『日台大辞典』（明治四〇年刊、一九〇七）における記述について見てみよう。明治時代後半に入って日本は台湾を植民地として統治することになるが、その時に統治上の必要性から、台湾総督府の小川尚義を中心にして編纂されたのが『日台大辞典』（明治

四〇年刊、一九〇七)である。この『日台大辞典』の「凡例」には、次のような記述がある。

漢吳音ノ假名遣ハ、主トシテ  
太田方氏ノ漢吳音圖ニ據リタ  
レドモ、多少ノ變更ヲナセル  
處アリ(『日台大辞典』「凡例」  
6頁)

これによれば、『日台大辞典』の漢字音は、おもに江戸時代の太田全齋『漢吳音図』に拠っているということになる。(ただし「多少ノ變更」をしているという点に留意する必要がある。)

この『日台大辞典』には、「日台字音便覧」という日本漢字音と台湾語音との対照表が付載される。これは日本漢字音と台湾語音との初めての総合的な対照研究というだけでなく、江戸時代以来の「字音仮名遣い」を受け継いでいるという点でも、日本漢字音史上の貴重な資料と言えるものである。その冒頭部分には次のような凡例が示される。

一、漢字ノ下ニ附シタル假名ハ普通、右方ハ漢音、左

<b>一 部</b>	
一	イ ツ 質。 イッ、 チ ュ
丁	チ イ 青。 チェン チ ャ ヲ
七	シ ツ 質。 チッ
万	同 萬
丈	チ ャ ヲ 養。 チョン ヂ ャ ヲ 養。 チョン チ ャ ヲ 養。 チョン
三	ソ ン 覃。 サム ソ ン
三	ソ ン 勘。 サム ソ ン
上	シ ャ ヲ 濼。 ション シ ャ ヲ 濼。 ション
上	シ ャ ヲ 養。 ション シ ャ ヲ 養。 ション シ ャ ヲ 養。 ション シ ャ ヲ 養。 ション
下	カ。 馬。 ハア(ヘエ) ガ。 馬。 ヘエ(ケエ)
不	ホ ツ 月。 フ ャ ャ ホ ツ
不	フ ヒ ヲ 有。 ホオ フ ヒ ヲ
丐	カ イ 泰。 カイ カ イ
丑	チ ャ ヲ 有。 チョウ チ ャ ヲ 有。 チョウ
且	セ シ ャ 馬。 チア セ シ ャ

図1 『日台大辞典』付載「日台字音便覧」冒頭「一部」

方ハ吳音ヲ表ハセドモ屢俗音ヲ混ヘ出セル所アリ

一、韻字ノ下ニ附シタル假名ハ右方ハ厦門音、左方ハ漳州音ニシテ  
第一段ハ讀書音、第二段以下ハ俗音ヲ表ハス、而シテ、其一行  
ナルモノ、或ハ二行ニシテ括弧ヲ施セルモノハ厦門、漳州共通  
ノ音ナルコトヲ示ス

(『日台大辞典』「日台字音便覧」表紙裏)

最初の項は日本漢字音について述べたものだが、ここでは「漢音」「呉音」に對峙するものとして「俗音」が位置付けられている。これは太田全齋の「俗音」を受け継いだものであり、後世の「慣用音」にもつながるものでもある。

一方、次の項は台湾語音について述べたものだが、ここでは「讀書音」に對峙するものとして「俗音」が位置付けられている。台湾語の母胎音となった中国閩語には、「讀書音」(文言音)と「俗音」(白話音)との二つの層が存在する。すなわち、中央から伝えられた規範音としての「讀書音」と、土着の「俗音」との二層である<sup>10)</sup>。

この凡例を承けて、「日台字音便覧」では掲出字の下に日本漢字音(右に「漢音」・左に「呉音」)が示され、その下に韻目、さらにその下に台湾語音(一段目に「讀書音」、二段目以下に「俗音」)が示される。(↓図1)この二層は、しばしば日本の「漢音」と「呉音」との区別になぞらえられることがある<sup>11)</sup>。しかしこの凡例の記述を見ると、『日台大辞典』では「字音仮名遣い」の「漢音」「呉音」と「俗音」との對峙になぞらえていたとも受け取れるのである。つまり次のような図式である。

台湾語音	日本漢字音	字音仮名遣い(漢音・呉音)	俗音(慣用音)
讀書音(文言音)			俗音(白話音)

文雄・宣長は「俗音」を中国の「雅音」に対峙するものと認識していた。一方太田全斎は（『和名類聚抄』の記述をもとに）「俗音」を「字音仮名遣い」に対峙するものと認識していた。そして「日台字音便覧」では、日本漢字音では太田全斎の認識を受け継ぎ、台湾語音では文雄・宣長の認識を受け継いでいるように見える。つまり江戸時代に存在した「俗音」に関する二通りの認識が、明治時代の『日台大辞典』に至って融合したということなのである。

ここに至って、日本漢字音における「俗音」は、「字音仮名遣い」（規範的な音）に対峙するものとしてカテゴリー化されたと言える。これが後世の「慣用音」にもつながっていったと考えることができるのである。

#### 四―三 「慣用音」との関係

ところで、こんにちの漢和辞典には普通に見られる「慣用音」であるが、実はその起源は定かではない。

「漢音」「呉音」と「慣用音」については、『大漢和辞典』の「凡例」に次のような記述がある。

漢音・吳音は反切に本づき、實際の用例を參酌して決定し、これを並記する場合は、漢音を右に吳音を左に掲げた。且つ兩音同一なもの又は併記の必要のないものは、單に一音を記載するに止めた。

我が國には漢音・吳音の外に、慣用音があり、又後世、中國音の影響に本づいた唐音がある。これ等は、韻唐の記號の下にこれを置いた。（『大漢和辞典』巻一・「凡例」2頁下、修訂版、一九八四、大修館書店）

位置付けとしては、太田全斎や『日台大辞典』における（「字音仮名遣い」と対峙した）「俗音」と非常に近い関係にあると言える。しかしながら、この「俗音」と「慣用音」とのつながりについては、確たる証拠は見出せない。

ちなみに、『日台大辞典』とほぼ同時代の『漢和大字典』（重野安釋・

三島毅・服部宇之吉監修、亀井忠一編輯、明治三六年刊、一九〇三、三省堂）では、「例言」に「漢音」「呉音」に関する次のような記述がある。

一 字毎に、其の下に、先づ漢音を記し、次ぎに吳音を記し（たゞ、一音のみを記せるは、漢吳兩音共通）、切之に次ぎ、韻之に次ぐ。

：  
（『漢和大字典』「例言」1頁。カッコ内は割注となっている。）

ここでは「俗音」や「慣用音」に関する記載は見出すことはできない。9年後に発刊された『新訳漢和大辞典』（三島毅・大槻文彦監修、濱野知三郎輯著、明治四五年刊、一九一二、六合館）では、「凡例」に次のような記述がある。

一、毎字の下、先づ漢音を記し、次に吳音を記し、次に反切と韻字とを記せり。但し、漢音、吳音共通のものは、その一音のみを記せり。

：  
一、漢音、吳音の外、現今普通に用ゐらるる音は、すべて慣用音として、之を記入し、以て實用上の便を期せり。

（『新訳漢和大辞典』「凡例」1頁）

ここに至って、ようやく「慣用音」に関する記述を見出すことができる。『漢和大字典』から『新訳漢和大辞典』までの間には9年の開きがあるが、日本漢字音における「慣用音」の源流はこの辺りに見出すことができようである<sup>12</sup>。

## 五 結語

「俗」とはもともと「習い」という意味であったのが、やがて「世間一般」、さらには「いやしい」という意味へと変遷していった。それに伴い、「俗



「音」の意味も時代ごとに変化した。また本来は「俗音」は「俗」の「音」という一般的な語であったが、漢字音研究において特定のカテゴリーを指す語へと変貌を遂げた。

『和名類聚抄』においては、「俗」「此間」は「正音」（漢音、韻書の反切）に対峙するものであり、それはいわゆる「呉音」を指すものでもあった。江戸時代に入り、法華経字音学では「俗」「世俗」は「世間一般の音」を指し、それは法華経読誦音、さらには「僧」（仏教）と対峙するものであった。一方、文雄・本居宣長においては「俗音」は中国の方言音を指し、それは「雅音」（中国の官話、中原音）と対峙するものであった。

太田全斎の『漢呉音図』は文雄・宣長の「字音仮名遣い」研究を受け継いだものであるが、ここでの「俗音」は文雄・宣長とは異なり、「字音仮名遣い」による規範的な「漢音」「呉音」とは合わない音を指していた。太田全斎の「俗音」は約90年前の『和名類聚抄』を承けたものであるが、その内実は「字音仮名遣い」と対峙するものに変えられていたのである。

明治時代に入って、『日台大辞典』付載「日台字音便覧」には二つの「俗音」が存在した。一つは日本漢字音の「俗音」で、これは太田全斎と同様に規範的な「漢音」「呉音」と対峙するものであった。もう一つは台湾語音の「俗音」で、これはかつての中国の規範音である「読書音」と対峙するものであった。その意味では、こちらは文雄・宣長を承けているとも言える。つまり江戸時代の「俗音」に関する二つの認識が、明治時代の『日台大辞典』に至って融合したということなのである。

このようにして、日本漢字音における「俗音」は規範的な「字音仮名遣い」に対峙するものとしてカテゴリー化された。それが現代の漢和辞典の「慣用音」にもつながっているのである。（↓図2）

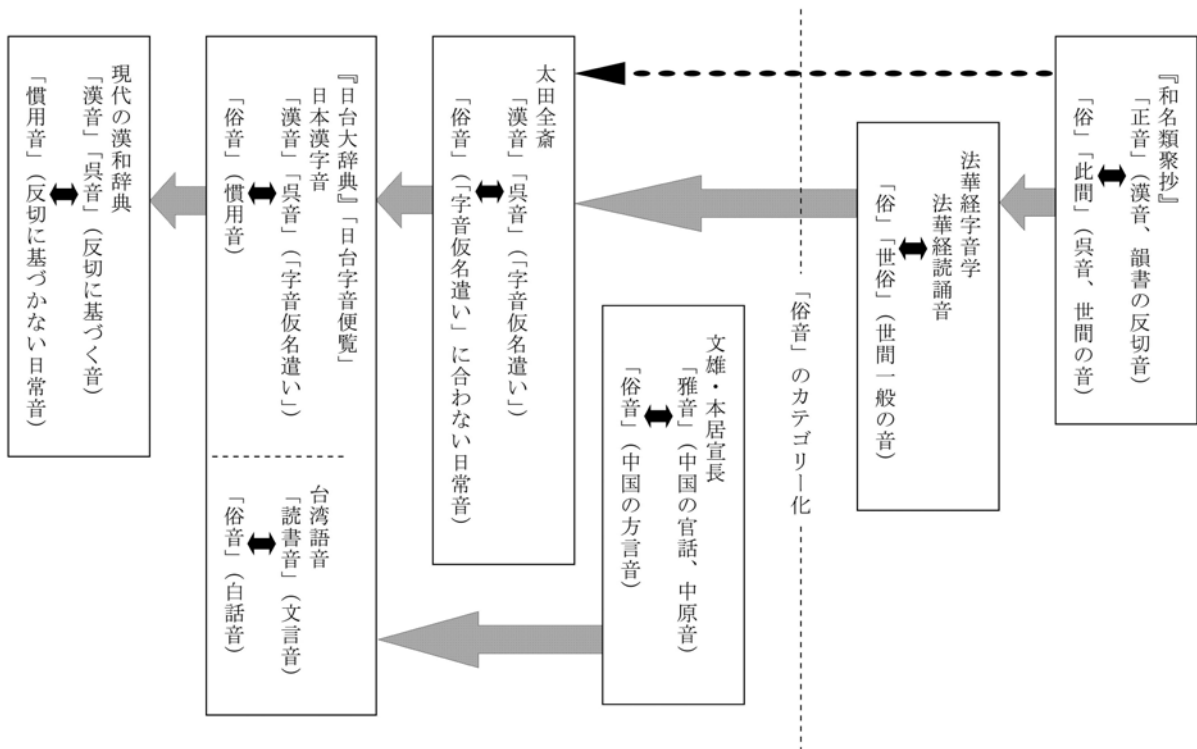


図2 「俗音」変遷概念図

1 中世までは「正音（漢音）」「漢籍の讀書音」「和音（呉音）」「仏典の読誦音」といった、いわば自然発生的な区別であった。中澤（二〇〇九）参照。

2 永山勇（一九六三）145～169頁参照。

3 江口泰生（一九八五）参照。

4 永山（一九六三）364～375頁参照。

5 中澤（一九九九）および（二〇〇〇）等参照。

6 この「俗音」を中国のものとする考え方の源流は不明であるが、例えば『古今韻会举要』（元・熊忠著、一二九七年成）の「凡例」には、「音例」として次のような記述がある。

一 世俗音讀有相承而誤者今注云俗作某音非 例見支韻職字注單韻離字注

（『古今韻会举要』「凡例」3ウ1～2）

ここでは、世俗に音読されているものには誤って伝承されている音があるが、今それを「俗作某音非」と注することにする、と述べられる。例として「醋」字が示されているが、この字は『古今韻会举要』本文でも

醋 胡甘切音與音同俗作呼甘切音非（『古今韻会举要』卷一〇・13ウ7）

8 覃輿談通）

と注される。ここでいう「俗」とは、中国における「世間一般」と考えてよさそうである。一方、「凡例」に続く「礼部韻略七音三十六母通攷」には次のような記述がある。

韻書始於江左本是呉音今以七音韻母通攷韻字之序惟以雅音求之無不諧叶

（『古今韻会举要』「礼部韻略七音三十六母通攷」1オ4～5）

ここでは、韻書は「江左」で始まったもので、もともと「呉音」を載せている、今「七音韻母」をもって「韻字之序」を考え、「雅音」をもってこれを求めれば、音が合わないことはない、と述べられる。ここでは「雅音」に対峙するものとして「呉音」が用いられていると言える。

この『古今韻会举要』の記述と文雄との因果関係は明らかではないが、『韻鏡指要録』の「是モ亦俗音ニシテ呉音ノ類ナリト知ルヘシ」という記述は、『古今韻会举要』における「俗」や「呉音」と重なるところがある。文雄は『磨光韻鏡』

や『磨光韻鏡字庫』（宝暦一〇年頃成、一七六〇、安永九年刊、一七八〇）の編纂にあたって、『古今韻会举要』を参照していた。したがって、文雄の「俗音」の源流が『古今韻会举要』に求められる可能性は、十分にあると言える。文雄の『古今韻会举要』利用については、中澤（二〇〇四）参照。  
なお日遠の『法華経随音句』では、『古今韻会举要』「礼部韻略七音三十六母通攷」の記述を承けて、次のように述べられる。

見レ韻會一曰、韻書、始レ於江左一、本レ是呉音、今レ以七音韻母、通攷レ韻字之序、惟レ以雅音、求レ之、無レ不諧叶一。 云云常レ所レ言、呉音漢音、與レ彼レ呉音雅音、同耶、異耶、更明之。 云云（『法華経随音句』卷上・30ウ6～9）

日遠は日本の「呉音」「漢音」と中国の「呉音」「雅音」とを並べた上で、この両者が同じものか異なるものか更に考える必要がある、と述べている。日遠はここでの「呉音」「雅音」の記述が日本の「呉音」「漢音」とどう関係があるのか、結論を出すことはできていないようである。日遠『法華経随音句』における「呉音」「漢音」については、中澤（二〇〇八）参照。

7 方言と言っても日本の方言とは異なり、方言間のコミュニケーションは困難である。呉語、粵語、閩語など。言語学的には別言語とされることもある。

8 台湾語のルーツは、中国福建省で話される閩語、特に南部で話される閩南語（河洛語、福佬語）である。台湾では他に客家語・原住民諸語（オーストロネシア語族）が話される。中華民国統治下となつてからは、中国の北京語が「国語」とされた。

9 中澤（二〇一〇）参照。

10 簷伯慧（一九八三）248～253頁参照。

11 日本語の「漢音」「呉音」と台湾語の「讀書音」「俗音」との関係については、

中澤（二〇一一）参照。

12 高松政雄（一九八二）670頁では、

①まず、管見では、「慣用音」なるものを記すものの中、最も早い時期のものたる、「新訳漢和大辞典」のを引く。

として、この凡例を引用している。

引用文献

- 江口泰生（一九八五）『和名類聚抄』の「俗」音注、『国語学』141、国語学会（現・日本語学会）、1～17頁
- 詹伯慧（一九八三）『現代漢語方言』、樋口靖訳、東京・光生館
- 高松政雄（一九八二）『日本漢字音の研究』、東京・風間書房
- 中澤信幸（一九九九）「一七世紀初頭における『古今韻会举要』の受容——日遠『法華経随音句』を中心に——、『愛文』34、愛媛大学法文学部国語国文学会、16～27頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇〇）「なぜ日遠は伝統的読誦音を改変したか」、『訓点語と訓点資料』104、訓点語学会、1～12頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇四）『磨光韻鏡』と『磨光韻鏡字庫』、『国語学』55—1、日本語学会、82～69頁（右16～29頁）、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇八）「日遠『法華経随音句』における「呉音」「漢音」、『訓点語と訓点資料』120、訓点語学会、60～75頁、中澤（二〇一三）所収
- 中澤信幸（二〇〇九）「齐韻字に対する字音注の変遷について」、『国文学攷』202、広島大学国語国文学会、1～14頁
- 中澤信幸（二〇一〇）『日台大辞典』付載「日台字音便覧」について、『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』7、162～154頁（右1～9頁）
- 中澤信幸（二〇一二）「日本語の漢音・呉音と台湾語の読書音・俗音」、『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』9、59～68頁
- 中澤信幸（二〇一三）『中近世日本における韻書受容の研究』、東京・おうふう
- 永山勇（一九六三）『国語意識史の研究』、東京・風間書房
- 付記 本稿は、平成二十五年名古屋大学国語国文学会春季大会シンポジウム「文献から見た日本語の歴史」（二〇一三年七月）における、パネルディスカッションでの報告が元になっている。

## *Zoku-on*: Sino-Japanese ‘Vulgar’ Readings

NAKAZAWA Nobuyuki

(Linguistic Sciences, Cultural Systems Course)

*Zoku-on* (俗音) is a technical term used by scholars of Sino-Japanese from the Heian Period to the Meiji Period. Its meaning, however, changed over time. It originally meant ‘vulgar tongue’, used as a general term, but afterwards came to be employed as a technical term referring to more specific categories. In the Heian Period, it referred to the *go-on* (呉音) to distinguish them from the *sei-on* (正音) and *kan-on* (漢音), the readings cited in Chinese rhyming dictionaries. In the Edo Period, it referred to ‘general readings’, distinguishing them from the Buddhist *hokke-kyō* (法華經, the Lotus Sutra) readings: Chinese dialect readings as opposed to Mandarin Chinese readings. Later, *zoku-on* were recategorized as ‘common readings’, as opposed to *jionkanazukai* (字音仮名遣い) or ‘artificial readings’. *Zoku-on* thus have a strong connection with *kan’yō-on* (慣用音), or ‘idiomatic readings’, used in contemporary Chinese character dictionaries.